

**令和7年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会  
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和8年2月27日（金）

午前10時から正午まで

場 所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 柳澤担当係長）：＜開会＞

瑞慶覧障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

＜議題3について、審議内容が個別の案件に及ぶことから、資料等の一部非公開を決定＞

潮谷部会長：

おはようございます。

第2回ということで今年度最後の自立支援協議会になります。

今回も忌憚のないご意見を出していただくとともに、議事の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

それでは早速、議題の方に入りたいと思いますが、議題1について事務局からのご説明をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：＜資料1について説明＞

潮谷部会長：

議題1の説明がありましたが、結構盛りだくさんな、新しい取組ということに記載がされていたかと思います。

一つ一つ、見ていきたいと思います。

一つが、障がい児支援における連携ということが出ております。

この辺り、学校等において障がい福祉サービスを知っていただくということで始めていくということですね。特に保育所等訪問支援ということで出ておりますが、まずこれらについて、ご意見等いかがでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

障がい児支援における連携というところで、ここでは保育所等訪問支援の支援員と連携していくということだと思うんですけど。例えばこどもサポートネットとか、その辺のところは何も出てこない中で、あの仕組みをいかに活かすかとか。

あと要対協ですね。要対協とかその辺ともどう連携するのかとか、もう少し、さらなる連携の仕組みを展開していくというような、その辺のことも次のステップとしてでも入れていってもらいたいなというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます

こどもサポートネットであるとか、要対協との関係も整理したうえで、こういった教育関係者にもお知らせすべきじゃないかということですけど。

今後はチラシみたいなものを作成していくという形になるのでしょうか。

安田障がい支援課長代理：

ご意見ありがとうございます。

この取組につきましては、まず、教育現場の方にはサービスの理解を深めていただき、一方で福祉関係者につきましては、保育所等訪問支援と記載しておりますけれども、放課後デイ等も含めたいろいろなサービスにつきましては、学校を訪問する際に、いわゆる学校側への配慮といえますか。支援が適切でないような事業所も一部見受けられるというお声もいただいておりますので、お互いより良いこどもの支援に繋がるような方策というのを考えていくうえで、やはりその制度理解というところをしっかりとやっていくイメージでございますので、チラシを作っていくようなイメージで考えております。

そこについては、現在、市内9ヶ所の児童発達支援センターと、より良い支援に繋がるような方策というのを考えていこうかなというふうに考えておりますので、いろいろな施策を含めて、関係局とも連携しながら取り組んで参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

児童発達支援センターと、また協議をしながら内容について詰めていくということですね。もちろんその中には特別支援教育サポーターであるとか先ほどのこどもサポートネットだとか、要対協の関係なんかも整理していただくとともに、やはり自立支援協議会で、「各区で自立支援協議会の中で困難事例を検討するときに、『教育関係者の方にも招集を依頼することもある』」なども含めて、情報発信していただけたらと思います。

教育現場の就労移行に関しては、マッチングのことを学校内でやったり、特別支援学校は特にやられていますけど、今後、就労アセスメントも入ってきますので、そういうところも含めて、情報提供していただく必要があるかなと思っています。

福祉関係者の方にも、教育現場の理解をしていただくという、両方にアプローチするというようなやり方をしていくということですね。

その他、このことについて何かいかがですか。

船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

これも一貫だと思っんですけども、これが家庭とか養護施設とか、そういうところに広がりましたね。実際に家庭に保育士さんが行けるとか、そういう形になったと思っんですけども、件数は伸びているかどうか。もし数を取られていたら教えていただきたいんですけども。

安田障がい支援課長代理：

居宅訪問の児童発達支援の理解で良かったでしょうか。

事業所数自身はあまり伸びておりません。

令和7年4月1日現在で、居宅訪問型児童発達支援を利用している市内の受給者は5名です。事業所につきましては、6事業所になっております。

どちらかというところ、現場感覚の声としては、いわゆる療育支援プラス預けるというニーズというところもあるかということで、どちらかというところ、通所型の児童発達支援の方が、事業所と共に支給決定者数自身も増えているといった現状というふうには認識しております。

以上でございます。

潮谷部会長：

居宅訪問型の児童発達支援というところですけども、なかなか利用というのは増えてない状況ということですよ。ただ事業所が増えてきているという感じですかね。

安田障がい支援課長代理：

通所の事業所は増えていますが、居宅訪問型は、令和6年4月で4事業所だったのが6事業所になり、2事業所は増えていますが大きく伸びている状況ではございません。

潮谷部会長：

ただ、以前は0ヶ所という時期も結構長くありましたので、それに比べると増えてきているかなというふうには思います。

他、何かこの障がい児のところでありますか。

例えば保育所等訪問支援についても、依頼するのは親御さんということになるので、教育現場の中で必要だというふうにも思ったとしても親御さんに対する投げかけをしていかないといけないということになってきて、なかなか親御さんが頼みにくいということで、利用のしづらさというのがあるんです。そういう意味でいうと、やはり計画相談の方たちも、教

育現場で困っているとか、施設内で困っているというときには、保育所等訪問支援を利用した方がいいですよということで、啓発をしていく必要があるかなというふうに思います。

障がい児のところは以上でよろしいですか。

続いて災害対策というところになります。BCPについては各事業所で作成していますが、個別避難計画の作成ということが各区の中においても差があるかなと思いますし、全体的に見てもちょっと進捗がよくないのではないかなあというふうには思いますけど、これらについてご意見等ありますでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

昨年、事業所に向けてのチラシを発出していただいたのは、一つ取り組んだこととして、ありがとうございますということと、とはいえ、これで具体的に何がどう進むのかというところは、ある種事業所任せみたいなところがあります。この個別避難計画は、まだまだ少ないという状況であると思いますけど、実際にどう活用されるのかということ、次に考えていく必要があると思っています。

個別避難計画の中にある、災害時の支援、どんな支援が必要かとか、その辺のことを地域の側とどう接点を持っていくか、障がいを持っている人と地域との顔合わせとかですね。あと、障がい者自身もこの個別避難計画を知らない人が多くあると思います。

そういった意味でも当事者に向けた周知というか、こういった個別避難計画というのを意識してもらって、これを、自分も必要に応じて持つべきだというような障がい者への働きかけ、どうしていくのかということもしてもらいたいです。

地域側とか、あと事業所は実際、災害時に手助けする人として地域と一緒に連携する必要があると思いますので、事業所と地域をどう結びつけるかということも、次には考えていただきたいというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

他、何かこのBCPであるとか個別避難計画について、地域の課題とか先駆的な取組というのがあれば、ぜひ、皆さんの方で教えていただけたらなと思うんですけどいかがですか。

どうですか岡委員。港区の進捗状況はいかがですか。

岡委員：

そうですね、特に港区なんかはやはり津波に対して区民の方々、住んでいる方皆さんがシビアに反応する部分もありまして。ただやはり地域から聞こえる声としては、個別避難計画を作るとするのは、受け止め方として、非常に責任が重いなと感じていて、要するに、何も情報がない中で、それをどうしていくかというのは決めるのが大変だということで、なかなか1歩が踏み出せない。

簡単にその声かけから始めて、とりあえずここに避難しようねというところから決めていけばいいとは思いますが、ただ、やはり基幹センターがそれを主導的にやることと、一般の事業所が、それをやるというのはそこに温度差があるみたいで、なかなか1歩が踏み出せない。

じゃあそれは何なのかとなると、やはり、その区全体の情報とか、そういったものがまだまだ周知されてない状況の中で、何をどう決めていいのかわからないというのが正直なところなので、やはりその辺は、大阪市さんと区さんと連携して、現状の決まりごとの情報発信というのが、非常に大事だろうなというふうには思います。日々、それをアップデートしながら本人さんとそれをどうしていくかという話し合いがちっちゃいところからできればいいのかなと思うんですけど、その情報が地域の中で止まってしまっている現状があるので、やはりなかなか、決めることが難しいという状況が続いているのかなと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

本当に責任が必要になってくる作業ですよ。

船戸委員：

結局誰が作るのかということがはっきりしない、事業所なのか。

大阪府では、保健師さんですかね。特に医療的ケア児なんかは関与している保健師さんが作るような動きもあるみたいなんですけれども。

行政の責任で作るのか、それとも事業所の責任で作るのかっていうことは、はっきり指示がないから、誰も作ろうとしないというのが現状じゃないかなという感じを受けます。

潮谷部会長：

市によっては、相談支援員と一緒に作るという形で進めているところもありますし、加算をつけているところもありますけど、そのあたりの主体というところも、ちょっと分かりにくい状況かと思います。

危機管理室の方も Web でご参加いただいていますので、現状の進捗状況というところとか、先ほど出てきたような課題というところを、教えていただけたらと思っています。

危機管理室 減災対策担当 君垣担当係長：

ご意見いただきましてありがとうございます。

個別避難計画の進捗についてということなんですけれども、現在、本市におきましては、個別避難計画というのは、各区において作成の方をしております。

個別避難計画の作成にあたっては、各区において、地域の特性等を踏まえて、優先度の基準というのを設定しまして、優先度の高い方から、計画の作成というのを進めております。

令和7年4月1日時点で18,516件の計画が作成済みということになっております。

また本市では、令和8年度末までに、まずは優先度の高い避難行動要支援者の方の個別避難計画の作成を完了するということを目標にしているんですけども、こちらにつきましては、予定通りに進捗しております、達成の見込みという形になっております。

危機管理室からは以上です。

潮谷部会長：

優先度が高い方については、進捗は今、スムーズに行われているというご報告でしたけど、障がい者の作成状況はどれぐらいかというのはありますか。

危機管理室 減災対策担当 君垣担当係長：

計画の作成自体は各区で行っております、申し訳ございませんが、障がい者だったり高齢者だったりの作成数というのは、危機管理室の方では把握はしておりません。

潮谷部会長：

やはりそのあたり、今後把握していただく必要があるかなと思います。

他市においては、各障がい種別で、要支援者の中でどれぐらい達成できているかということが出されていたりもするので、そのあたりの情報の集約というのを、市としても各区任せというところで、把握しないというのは、個人的にはどうかなと思いますけどね。

岡委員お願いいたします。

岡委員：

今の話そのままだなと思うんです。

だから、事業所の相談支援専門員が作る時に、わかんないなと思って危機管理室に電話したら「区と相談してください」と。

区にかけたら、「危機管理室に聞いてください」というような状況が地域の中で続いているので進まないんだと思うんです。

そこら辺をはっきりここに聞いたなら一緒に作ってくれる、というような体制を作らないと、多分進まないと思うので、その辺は明確にした方がいいかなというふうに思います。

鳥屋委員：

本当にまさしく、状況は危機管理室の方からあったような感じなんですけど。

結局大阪市ではこの個別避難計画を作成していくにあたっての推進役をきちんと決めなかった。他の自治体であれば、国からの交付金を使って福祉専門職を入れていきます。

当事者に、区役所から個別避難計画の対象となる方に送られてきて、あとは、同意書とともに書いて出してくださいだけで、だから進まない。

やはりそこに福祉専門職が入って、「こういうのが届いていますよ」とか、「どういう支援が必要かとか、こんなこと書くんですよ」とやりとりしながら、推進役である福祉専門職が

地域とのつなぎ役に本来なるはずだったのに、そこがなっていない。各区で任用職員の方を置いて、いわゆる事務手続きをすることだけに専念したみたいだ。

だから、形として1万人って言っているけど、本当に数が集まったというだけ。書きました、個別避難計画として、区役所と地域で持っていますというだけで、中身を本当に見ているんですかと、いうこととか、あと一旦令和8年までに作る見込みがあるということだと思っただけなんですけど、今度更新していく仕組みってどうするのかとか、また新たに障がい者になる人もいますよね、そういった方はどうするのかとか。

更新の仕組みももう考えないと、1回作ってもう置き去りのままということになるので、そういったことも含めて総合的に、もっと、検討して取り組んでいくことがあると思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ぜひ危機管理室の方には、これらの課題を検討していただいて、方策について新たな形で示していただく必要性あるかなというふうに思っています。

優先度の高い方、今スムーズに行われていると言っていますが、その実態というのが本当に避難ということが確実にできるような実態になっているのかということであったり、福祉関係者を入れて検討できるようにしていかないと。

僕も聞いているのは在宅避難を選んでいる方が結構いらっしゃるんですけど、本当に在宅避難が可能なのかと言うとそうじゃないこともたくさんあってですね。

また避難所の備蓄状況であるとか、電源確保というところもですね、実は、かなり不足しているという状況もあります。ただそのあたりの情報の分析っていうところも、本来、やらないと実際に避難計画って作れないんですけど、その際、岡委員からもありましたように、なかなか情報が明らかになってないと。そこは区の責任という形でやっても一向に進捗しないという状況を、やはり改善しないといけなかなと思いますので、ぜひご検討いただけたらと思っております。

ここについてはよろしいですか。

次のところが触法ケースということになりますけど、モデル事業が令和6年度より開始しているということですね。また、矯正施設等への働きかけということで、すでに基幹と定着とで連携は行われているというところの中で、課題などを示されておりますけど。

この辺りについて、山田委員、何かまずモデル事業について、現状はどういうふうになってますでしょうか。

山田委員：

ありがとうございます。

モデル事業のところについてはですね、本当にまだ、私が言うのは何なんですけれども、大阪刑務所の方も本当に手探りというような状況なので、うちも、何人かちょこちょこですね、モデル事業の中にいる対象の人の特別調整のケースが出てきているかなというところ

で、本当に手探りな状態で今進んでいます。

ただ他の受刑者と比べて、このモデル事業の対象の人たちは、受刑中の早くから選定されて、中ですごく丁寧に丁寧に支援を受けてこられる方なので、若干普通の受刑者の方々の意識とは、正直ちょっと違うところがありまして。それは具体的にどうかというと、懲役刑、今は拘禁刑に変わりましたが、中で何か作業をしながら、悶々と生活しないといけない人と、一方でモデル事業にいらっしゃる方々は、結構自由な発言とか、他者とのグループワークとか、結構あったりとかですね、ちょっと精神的に追い詰められたら、違うお部屋に移って、ちょっとクールダウンするとか、というような、かなり発達障がいの人に配慮された受刑生活を送れているんですね。

それは望ましいことなだけけれども、ただその地域移行に向けて、どういう影響が、あるのかみたいなのは、これからケースを重ねていかないと、正直、まだまだ見えてこない課題かなというふうに思っています。

ただ皆さんに関係するところと言えば、普通の出所者の特別調整で、例えば基幹センターさんに関わっていただくときには、6ヶ月とか前ぐらいから変わるんですけども、それでも結構長いと思うんですが、この発達障がいのモデル事業のケースは、結構もっと早くから1年ぐらい前から、ご依頼を入れていただくような流れに今なりつつありますので、そうすると、基幹センターの方が一緒に関わってくれた場合に、結構最初のタイミングから本人と関わって、一緒に本人の特性だったり希望を聞きながら進めていけると思っていますので、ここに書いているその情報の少なさっていうところと言えば、刑務所が把握している情報と、私たち福祉とか医療の人たちが見る情報ってやはり視点が違うかったりするので、もらうだけじゃなくて集めていくことができるんですね。

だからそういうところにおいては、ちょっとネガティブに考えると情報は少ないかもしれないけれども、積極的にこちらから集めていくっていうスタンスで、一緒に関わっていただく方がいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

現状というところで教えていただきまして、よく理解できました。

これからというところなんだと思いますけど、何かこのモデル事業についてご意見等ありますか。

酒井委員、お願いいたします。

酒井（京）委員：

モデル事業の件ではないんですけども、基幹センターの業務に触法ケースの地域移行支援が加わって、当法人の基幹センターでも、業務として対応できるようにと体制を整えているところですが、ただやはり触法の支援の経験がない職員も多い中で、研修なんですけれども、先日も研修情報センターの触法の研修に応募しても、申込多数ということで受けられ

ない状況とかがあるんですね。

法人独自で触法支援の勉強をしていくんですけれども、やはり基幹センター24区全体のこの触法の支援の体制を作るという意味でも、例えば研修をもうちょっと拡充していただくとか、定員を増やすとか機会を増やしていただいて、しっかりと対応できるように、基本的なことを学んだうえで経験を積んでいくということがすごく大事ではないかなと思っています。

潮谷部会長：

大変貴重なご提言だったと思いますので、ぜひ、また研修拡大について、市の方としても検討していただくことをお願いしたいなと思っておりますし、また連携した事例集みたいな形で見られるようになるといいかなというふうには思いますね。

他いかがですか。基幹との連携もすでに行われているという状況ではありますけど。

山田委員、お願いいたします。

山田委員：

基幹との連携ということで定着支援センターという立場から少し感じていることということをお伝えさせていただきますと、やはり地域で暮らす障がい者の支援というのはその人の自立を支援していくとか、その人の希望を最大限みんなでサポートしていくところがベースにあって、そのベースのところは、出所者支援においても、変わらないんですよ。

そこは多分、皆さん共通認識だと思うんですけれども。

それをすることが、本人のよりよい生活に繋がって結果的に再犯しない生活になるというところのベースにおいては一緒なんですけれども。

ただやはり罪を犯した人なので、繰り返し罪を犯す人も多いので、そういったところではリスク管理というところがプラスアルファ必要になってくるんですね。それをしないと、また同じことをしてしまう。

その背景は、人によって様々ですけれども、知的障がいとかの人も多いので、やはりルールそのものが理解できないとか、まさに先の見通しが立てれないみたいなそんなところがあったりして。だけれども、ここが少し、基幹センターさんとの温度差というか、本人支援を中心にしてしまうと、リスク管理のところがちよっと後回しになったりして。

さっきの虐待の話じゃないですけれども、例えば窃盗を繰り返す人に、グループホームとかがお金の管理を過剰にしてしまうと、例えば基幹センターさんなんかは、それは一方で虐待じゃないかというような視点で見る。

それはそれで大事な視点なんだけれども、何が大事なのかみたいなのが、基幹センターさんと、例えば定着支援センターとの連携で、なかなか埋まらない溝なんかがあたりするかなというふうに思うので、多分今後ケースが増えていくと、今回の情報の少なさのお話だけじゃなくって、今みたいな視点の溝みたいなのも結構出てくるのかなというふう

に感じているところがあります。

あともう一つ、情報の少なさというところでのお話ですけれども。

逆に先ほど研修のお話がありましたけれども、私たちもそうですけれども、やはり相手の土俵を理解するということは非常に重要で、刑務所の場合はその人の生活があるのでかなりの情報はいただけますけれども、今回話題に出ているのは、被疑者被告人段階の人の支援というところで、かなり情報が少ないと、私たちもそれは申し上げているんですけれども。ただやはり刑が確定してない、まだ捜査段階の人なので、情報が出せないという検察とか保護観察所側の事情も知ったうえで、こちらも関わっていかないといけないというのは、多分知っておいた方がいいことかなというふうに思います。

むしろ、こういう理解ができないようなことがたくさん出てくると思うんですが、だからこそ連携のうえで、定着にいろいろ疑問を聞いてもらう方がいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

やはり立場の違いというのがありますけど、その中で支援目標を定めていくということであったり、入口支援については情報が少ないというのは仕方がない面もあると、そういったところは、定着の方にも聞いて欲しいということですよ。ありがとうございます。

触法ケースについて、他、ご意見ありますか。よろしいですか。

続いてが虐待対応というところですけど。

今回資料としても、虐待の件数と内容等を入れていただいておりますけど、このあたりについて何か、ご意見ありますでしょうか。これは現状、各区における対応ということを整理していただいたということになりますけど。

鳥屋委員お願いいたします。

鳥屋委員：

虐待対応のところ、前々から課題だとして挙げさせてもらっているのが、養護者の虐待場合の、養護者の定義というのが曖昧なために、各区での捉え方にばらつきがあるんじゃないかと、そこが問題だというふうに言ってきているつもりです。

養護者の虐待に当たらない件数の方がもう圧倒的というか、90%ぐらい当たらないということだと思うんですけど、なぜ当たらなかったか。

過去には例えば、本人が幾らかアルバイトもできていて収入もあるから、養護者との関係に当たらないとかですね。そこを切ってしまうのかということかですね、その辺の、養護者の定義を各区の担当者任せになっていないかということと、その養護者の定義で当たらなかったということの中身の分析をもっとしないと、そこが見えてこないところがあるかと思えます。

あともう一つ、この福祉施設従事者による虐待というので、今、大阪市は福祉サービス事

業所数が増えているという中で、事業者による虐待、あと不適切な対応、ここはすごくクローズアップされないといけないとか、見ていかないといけない。

もう中には、グループホームで亡くなっていて、相当な日数分らないまま置かれていたとかあったりですね。あと私たちの地域にも聞こえてくるのは、就労支援事業所なんかでも、もう定員になったからということで、一方的に契約を終了させる、それを本人にメールでしか伝えない。みたいな中で、結果本人の生活が変わってしまうので、次の日から。もすごく動揺とか、体調も含めての不安定さが出てくるとか、そういったことに対してどうするのか。

多分、事業所への通報があった場合の事実確認は電話でするだけかなと思うんですけど、電話で「こんな声がありましたけどどうですか」、「いやそんなことはないです」と、それで終わっているんじゃないかというふうに思うので、その実態確認の体制をどう作るかというのがしっかりしないと、この事業所の虐待、不適切な対応というのは、本当にもうほったらかしになったままになっていると思うので、その辺を、体制も含めてしっかりと作っていく必要があると思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

その辺り、各区での対応、それぞれの事例による対応というのもばらつきがあるのかなというふうに思いますが、ここに対応マニュアルということで書かれておりますが、このあたり対応マニュアルの整備ということで、新たに作られたものなのかというところですね、ちょっとお聞きしたいなと思えます。この辺りは地域福祉課ですかね。お願いいたします。

平井地域福祉課相談支援担当課長代理：

ご質問いただいておりますマニュアルにつきましては、今回新たに作ったものではございませんで、国のマニュアルをもとに大阪市のマニュアルを作っているというものになっております。

内容につきましては、法改正であったりとか、本市で対応を行って追記しておいた方がいいだろうというところを、随時ブラッシュアップしながら、最新のものとしているものになっております。

それを基に区で対応いただいているといった状態になっております。

また、養護者虐待における養護者の定義についてのご質問、ご指摘もいただいたかと思いますが、これまでも法令で定められていないところもあるとご説明をさせていただいております。逆に定めてしまうことで、そこから外れると対応しないということも考えられますので、本市独自の定義というものは定めていないんですけれども。

通報の中で、明らかに他部署の方の窓口で対応すべきもの以外のものにつきましては、できるだけ広く、養護者虐待の方で対応するようにということで各区の方にも周知しております。

また、令和5年度からなんですけれども、3年かけまして、各区の方へ訪問をさせていた

だいておまして、各事例の確認をし、またこういった対応の中身の助言などもして回っておるところで、養護者の範疇につきましても、各区にお伝えをしていっているという状況になっております。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

養護者の範囲については少し緩くとらえるということもしているということですかね。

そのあたり何かご意見ありますか。

岡委員、お願いいたします。

岡委員：

いろいろ、改善していただいてありがとうございます。

まず養護者の定義のことなんですけれども、やはりそこが曖昧だというのは確かにその通りだとは思いますが、ただそれによって、そのあとの動きがどこかで止まってしまうので困っているんだろうなと思うんです。

きちんと養護者の範囲というか、定まってなくても、その相談がちゃんとしたところに繋がって、きちんと問題の解決まで行くということが大事かなとは思っているので、その後の支援がもうちょっと見えるような形を作っていくことが大事かなというふうには思います。

あと、障がい者施設等従事者との虐待対応のところ、通報してもフィードバックしません、という情報が結構広がっているので、そこに関しては、虐待かどうかについてのフィードバックはできないけれども、課題を解決していくために今後はいろんなところと連携を図っていきます、みたいな周知の仕方をちょっと上書きしていかないといけないかなというふうに思うので、現状フィードバックはできないけれども、こういうふうに今後対応していきますというのを丁寧に、事業所、基幹センター、地活センターに周知し直さない。

できない＝大阪市の責任でやるんですね、もう協力しない、みたいな対立構造ができてしまうので、そこら辺は丁寧にちょっと耕し直さないといけないかなと思っております。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

その辺りですね、対応マニュアルは随時更新ということをやっていますが、ぜひ現場から課題を抽出していただけたらなというふうに思っています。

僕も聞いていくと、初動というところが基幹とすべて連動してできているところと、虐待事例に応じて基幹に渡していたりということもありますし、虐待事案ということを経験せずに対応している例というのがありますし、やはり結論がなかなか出ないというような状況も聞かれます。

また専門職の助言ということを利用したいと言ってもなかなか利用に繋がらない、区の

方から動いてくれないということを聞いたりもしますので、区と基幹との連携の中での虐待対応というところのマニュアルというか、対応をもうひとつしっかりしないといけないかなというふうに思います。

施設内の虐待についても同じように、対応というところをもう少し明確にして、事業所の方も対応について理解できるようにしていただけたらなというふうに思います。

酒井委員お願いいたします。

酒井（大）委員：

参考資料1の状況についてちょっと確認したいんですよろしいでしょうか。

障がい者虐待対応状況についてということで1ページ目の養護者による虐待で、通報者は警察が84%で圧倒的に多いんですけども、これは他の自治体と比べて大阪が突出している問題なのかどうなのかというのをまず教えていただきたいなと思うんですけども。或いはその背景と。

平井地域福祉課相談支援担当課長代理：

ご質問いただきました通報者なんですけれども、今、把握していますのが、国から報告を出されている部分、全国としましては大体55%という形になっていますので、それに比べると大阪は大部分多いかなというところになっています。他の都道府県がどうなっているかは、発表がないもので、こちらでも分かりかねるんですけども。

ただ、なぜ警察が多いのかというのは、こちらでは分からないんですけども、いただいております通報で、警察から来るものの中には、養護者虐待ではないものも含めてたくさん送られてきているというのが実態になっておりますので、国と比較すると多めになっているのかなと思っております。以上です。

酒井（大）委員：

警察が敏感になるということはいいのかもしれないですけども、でも、件数が圧倒的に増えていきますし、それに対応する人間もいるわけですし、これは本当に適切な通報なのかどうなのかというのは、誰に言ってもいいかわからないんですけど、話し合いされたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

潮谷部会長：

またその中身のところの分析を進めていただく必要性もあるかなと思います。

大阪は割と児童虐待の方も警察が多いという傾向もあって、その辺りマニュアル化されている部分で徹底されてるところもあるんですけど。本当に養護者虐待として通報すべき内容なのかどうかということは、また判断のところを今後見極めていかないと、どんどんと件数は増えていく可能性があるなと思います。

DVケースでの通報というのが多いんですけど、なかなかそのあたりで、障がい者虐待と

しての対応が、そのあとうまくいくかというところと止まってしまうことも難しく、そこもやはり詰めていかないと、今後の大きな課題だなというふうに思います。

他、虐待はよろしいですか。

では続いてのところになります、障がい福祉サービスのご案内ということで、18歳になるところに情報提供するというところでこういうチラシを配布しているということなんですけど。いかがですか。

酒井委員をお願いします。

酒井（大）委員：

チラシを作られるということはとてもいいことなんじゃないかなと思いますし、働くとか生活のところとかそれぞれカテゴリ整理されて見やすいと思うんですけども、これをどうやって広めていくか、周知していくかというのが大事なのかなと思います。

大阪だけではわからないですけど、実は特別支援学校の高等部の生徒というのが、全国の集計、学校基本調査で見れば、この4～5年で1,500人卒業生が減っているんです。増えているように思うんですけど減っているんです。そのうち特別支援学校から直接就職する人も1,000人減っているんです。

という状況があって、おそらくそうやって特支校から就職する、或いは就労系サービスを使うぐらいの層が、特別支援学校を使わずに、普通校も定員割れていますし普通校に行ったりとか、通信校に行ったりとか、そういうところに行っていて減っている。あと聴覚障がいの方で特支校に行く方が減ったりとか、いろいろ要因があると推測ができるんですけども。

何が言いたいかというと、今や特別支援教育のところに焦点を当てて福祉サービスを広めるというだけじゃなくて、もっと広い周知が必要だということは我々も行政も認識しとかなないといけないことじゃないかなと思って意見しました。

潮谷部会長：

この案内自体の配布は、どこになりますかね。

安田障がい支援課長代理：

こちらにつきましてはサービスの更新時の案内に同封しますので、対象のイメージは保護者がまず一番かなというふうに思っています。

これ以外に、前回の部会だったと思うんですけども、いわゆる大人の事業所の方も児のサービスをあまり知らないのではないかといったご意見もあったかと存じますので、こういうチラシを、基幹の他、あらゆる事業所とかもですし、一方で先ほどの教育の研修の中でもあったと思いますけれども、そういったところも含めて、サービスを簡潔にご案内する、理解いただくということを含めて、このチラシ、このツールを活用していろんな場面で使っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

潮谷部会長：

ぜひ支援区分の認定についても情報提供していただけたらと思っています。特に1月から4月1日生まれの子たちは早めに支援区分を受けられるということ、親御さんも知っておいてもらう必要があるかなと思います。

これについてはよろしいですか。

もう1時間かけて、議題1やったんですけど、各区から挙がってくる課題ですがたくさんあるんですけど、今回紹介しきれないという部分あるんですけど、何かこの中で特にこれちょっと注目して欲しいというような事案がありましたら、言っていただけたらと思いますがいかがですか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

これ令和7年度のまとめだと思うんですけども、各区から課題を挙げて市の施策として取り組むべき課題をもう何年かやっていたらと思うんですけども、過去に挙がっていて、解決がされないままここから消えているというのもあるととらえています。

例えば一つ、支援区分の認定のときの医師意見書で、主治医がいないケースはどこに当たってもなかなか医療機関でそういうケースは書いてもらえなくて、なかなか区分認定自体、受けられないという状況のケースってやはりパラパラあります。今でも、こちらにもあったので、その辺りも、区とか認定事務センターとかともやりとりしているんですけども、結局どうなったのか、もうここからも消えていますよね。解決できてなくて、知らないうちにこのリストからも無くなっているということが無いように、過去のものもそのまま置いていいものかどうかも含めて、精査していく必要があると思っています。

やはりこれだけ課題があって、今日はそれぞれの取組としてこういうことをやっているという紹介があったと思うんですけども、これだけの課題をどうこなしていくかという仕組みづくりはすごく重要だと思っていますので、そのあたりよろしくをお願いします。

潮谷部会長：

たくさん課題があって、それについての整理ということもなかなか難しい状況がありますし、課題解決というのができているものとできてないもの、ほとんどできてないという部分はあるんですけど。そういったところの整理ですよ。ずっと続いている課題ということも整理していかないといけないというご意見だったかと思います。

今後の方法ということでご提案させてもらいたいなと思っているのが、こういった各区から挙がってきた課題について整理するワーキング、解決に向けての取組ということを出していくワーキングですよ、そういうことができたならというふうに思っております。

以前からそういうことをやろうというふうには言っていてなかなかできてないんですけど、さすがに次年度はやりたいなというふうには思ってるんですけど。

そのワーキングについて何かご意見ありますか。

岡委員お願いします。

岡委員：

毎年すごい数の課題が挙がってくるなと思いつつ見えていますけれども。

一つはいろんな区から挙がってきていて、実際各区の温度差が、文章では全然わからないので、その課題を集約していく時期って各区の自立支援協議会で大体決まってるじゃないですか、ここに挙げるためには。だからそのときの自立支援協議会に何らかの形で大阪市の自立支援協議会が絡むことができないかなと。要するに、この背景にあるものをきちんとここに持ってくるみたいなの。

それによって早急なものなのか、ゆっくり考えていくものなのかというのを、ちゃんと精査するようなものが要るんじゃないかなと。

これ、どこから手をつけるのかというのが全然決められないと思うんですよ。

なのでもうちょっとその辺の情報が集まるような形を作っていく、区と市の自立支援協議会が連動してやっていくみたいなの仕組み作りがあるんじゃないかという事。

あとは、実は、この区では課題と思っているけれども、他の区ではそれは課題に挙がっていないのは、もしかしたらその区は解決ができていないかもしれない、普通のこととして処理しているかもしれない、というのがあろうと思うので、基幹センター連絡会で、こういったものを事例として挙げて、どのように各区で取り組んでるのかっていうのを現場レベルでも考えてみる。その上で、うちの区はこうやっているよ、ああやっているよという情報が共有されて、それで上手くいくのであればいいかなと思いますし、ただ、その中でも、やはりここは課題だよねというのが残ってくると思うんです。

多分それが大阪市の課題なのかなというふうには思うので、まずこれをもうちょっと整理していくためには、市の協議会だけじゃなくて、区ともちゃんと連動して精査していく必要があるのかなと思うので、そういう仕組みづくりも、今後考えていった方がいいのかなと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

それは確かに文章だけで見ているとわからない面があるので、その区に出かけていって実態を聞いていくと、市の自立支援協議会との連動というところでいうと、市の自立支援協議会のメンバーが行ったりとか、学識の者が聞き取り行ったりとかいうようなやり方というのものもあるかなというふうに思いますね。

また、基幹の連絡会の中で、各区の情報共有というのを事例を基にしていって、解決しているところであったり、やっぱり課題として残っているものっていうのを精査していくという作業ですね、それもすごく重要だなというふうに思います。

それも合わせてのワーキングの方法を、また今後検討できたらと思っております。

今回は、この各区の課題についてはちょっと置いていて、これだけは言いたいというのが

ありましたら言っていただけたらと思いますけど、よろしいですか。

船戸委員お願いいたします。

船戸委員：

私たちの施設は医療型障がい児入所施設で、重心とか医療的ケアの人たちが多くんですけども、虐待防止の研修やるときに、一般的な研修はやれる人が多いんですけども、例えば、医療的ケア児。福岡でありましたね外しちゃったというのが。これからこういうケースがだんだん増えてくるのではないかなという恐れを抱いているんですけども。

医療的ケア児とか、強度行動障がい、それから発達障がいも虐待の対象になると思うんですけども、そういう分析をして、それぞれの施設でお話いただけるような方を行政から送っていただければ、非常にこちらとしては、具体的な対策を立てられるのではないかということをおもっていますので、少しお話させていただきました。

潮谷部会長：

より実態に合わせた虐待防止ということの研修ができるようにしていくということですね。それだけの人材ということでちょっと作っていかないといけないですよ。それぞれの分野に合わせてというところで必要になってきますよね。

船戸委員：

通常の子どもの虐待がどんどん増えているような時代ですから、小さなあれになると思うんですけども、やはり現場ではそういうことが非常に大切だと思いますので、ちょっと考えていただいて、ネットを作っていただければうれしく思います。

潮谷部会長：

わかりました。

またぜひ、進めることできたらご検討いただけたらと思います。

議題1については、他よろしいですか。

ではワーキングの方は進めていくということで、一応、皆さん合意できたかなと思っておりますので、ワーキングの際にはまた招集をかけるかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは議題2について、ご説明をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：＜資料2について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

拠点の事業の充実というところで、今後、登録事業数であるとか、利用者数ということ

増やしていくという上で、どういう取組が必要なのかということをご意見を聞きたいというような趣旨でございますが、いかがですかね。

利用件数も本当に少ないですよ。登録事業者数については、相談支援事業所とかも含めた様々なサービス種別の事業者数になります。ここも全区で登録事業が進んでいるわけではないという状況ですね。

現状、緊急時の登録利用者の数というのはわかりますか。

森障がい福祉課長代理：

現状ですね、そうした利用登録という仕組み自体が無くて、それをまずは作っていくということが大事なのかなというところから、今回の検討というふうになっております。

潮谷部会長：

そうですね。それが先かもしれないですよ。

利用者登録ということを進めていくという中で、事業所もその人に合わせてここも確保しないと、というような話になっていって、事業数も増えていくのかなという気はしますけどね。

酒井委員、お願いいたします。

酒井（大）委員：

今年度、うちの法人でもこの登録を考えたんですけども、やはりショート空きがないんですよ。だから登録したとて、受け入れるということはなかなかできないというのがあって、相対的にそのショートの数足りてないというのが現状あるし、それをずっと空けとけないという運営側の理由もあるので、そのあたり何か解消しない限り、ショートに関してはですけども、なかなか増えないんじゃないかなと思いますけども。こういう提案というのはなかなかないんですけども。

潮谷部会長：

ホテルも一応OKですよ。宿泊施設も。

三浦障がい福祉課長：

今の緊急一時保護事業は市内の法人と契約をさせていただいていまして、入所施設での空床確保ということになっておりますので、今のところホテルでの保護ということは想定していないような形になっております。

潮谷部会長：

わかりました。

鳥屋委員お願いいたします。

鳥屋委員：

緊急一時保護で入所施設というのは、それはそうなんですけど、家から出られない方への、例えば家の方への支援者の派遣とか、そういうのもあると思うんですけども。

その時に、仮に家でなくても、みたいな話はあったと思うんですけど、そんなことなかったですか。1泊いくらかの、その場所に対するそれも出るというような仕組みだったと思うんですけど。

森障がい福祉課長代理：

今の鳥屋委員からいただいた部分で言いますと、おそらく夜間・休日等緊急時支援事業の方が、それに当たると思っております。居宅の方から、例えば日中利用しておられる事業所の1室であるとか、そういったところを使いながらというのは対象としておりまして、どちらかといいますと支援費というんですかね人件費的な見合いでということなので、1泊いくらかという形ではなく、そういった仕組みになっております。

鳥屋委員：

もう少しいいですか。

また話戻んですけど、登録事業所数が、今、13区53ヶ所ということで、13区なので半分の区だと思うんですけど。

全く無いところって、どうして登録がなされていかないのかとか、地域特性があったり事業者の数といったこともあるとは思いますが、無いところはやはり、そこで緊急時があったときどうするのかということを考えていけないと思うので、まずどの区にもあるような形は早く進めていかないといけないと思っています。

あと、緊急時の障がい者を分類されたのがこの真ん中の図だと思うんですけど、すでにサービス利用があるということは、もうその方の顔も見えているので、緊急時どうするかということを、サービス提供しているところとか、相談支援が入っているか入っていないにもよると思いますけど、入っていないところはやはり入った方がいろいろと対応しやすいんじゃないかということを進めるのと。

この真ん中のどこにも繋がっていないケースをどう把握していくかということがやはりすごく大事で、どこにも繋がっていないからこそなかなか把握がしにくいと思うんですけども。

なので、例えば療育の方であれば療育手帳の更新とか、そういったときに区でも聞き取りとしていると思うので、そういったことも活用しながらとか、あと各区で把握されているどこにも繋がっていないけど、というのを把握していく仕組み、それがこの登録の仕組みというところにも繋がると思うんですけども。

事業所、拠点を増やすということと並行して、そういうことになることが想定される障がい者にどうアプローチしていくか、まずはどう把握するかですね。そこはすごく重要なこと

いうふうに思います。

潮谷部会長：

そうですね。

この、サービスを利用してない家族介護になっている方の状況把握っていうところですね。そこを更新時という形でやるにしても、しっかりとアプローチできるかという問題があるので、やはりそういったときに例えば基幹が同席してとかですね、ちょっと仕組みを考えないといけないかなあとは思いますが、岸和田なんかは、重度の障がい者の方で、家族介護になってサービス未利用者に対してはお手紙を出して、訪問していいかということを知っていて、これ結構訪問していいというふうな返答が返ってきてですね、そこに基幹が期間をかけて、サービス利用につなげているという実態もありますので、拠点の利用というだけではなくて、そういったサービス未利用者で家族介護でしんどい状況になっているところに対する積極的アプローチというところを作っていくとこれも進まないのかなとは思いますが。

今出てきた議論を踏まえて今後のあり方というのは検討した方がいいかなというふうには思いますね。例えば、登録利用者というところを進めていくだけでも変わってくる可能性あるかなとは思いますが、そのアプローチ方法というところも検討していく必要性はあるかなと思います。

船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

現実にうちのセンターでも、やはり自分のところで登録しているかどうか、それから明らかに受け入れの経験があるかどうか。うちはちょっと多すぎて 700 人ぐらい登録しているんですけども、現実に人材不足で今、縮めているんですね。

何も知らない方を受入れる現状というのは非常に難しい。だから例えば、お部屋は貸しませうけれども、訪問で入っていただくとか、そういうことも自由にできるような形だったら、変わるかもしれませんけれども。

前に台風 21 号のとき、和歌山県のつくしが、ショートステイはいっぱいだったけれども、停電なんかのときに、部屋は貸しませうけれども、ご家族の方がついてくれるんだったらいいですよというような形で、3 人ほど受け入れてくれたことがあるんですけども。

そういうことを考えないと、ちょっと難しいような感じがしますね。うちの職員を使って、何も知らない緊急を受け入れる、病院はそれはできますけれども、福祉施設ではそれは非常に難しいんじゃないかなという印象を受けます。

潮谷部会長：

そうですね、人材の問題というのはすごくありますよね。

これについていかがですか。なかなかこの場で整理していく作業って、それこそワーキン

グでないと見えてこない部分もあるかなとは思いますが。

またこれも議論を深めていく作業をしていきたいなと思いますので、また検討していきたいと思います。またこういうやり方あるんじゃないのということがあれば、メール等でも、出してもらえたらなと思います。

では議題についてはちょっと中途半端になってしまいますけど、次に行きたいと思いません。

議題3ですね、これについては非公開ということになります。

傍聴者の方はいらっしゃらないということですので、そのまま進めて参りたいと思いません。

#### 《非公開による議事》

潮谷部会長：

それでは4つ目の議題、報告事項になります。

事務局の方からご説明お願いいたします。

安田障がい支援課長代理：〈資料4-1について説明〉

潮谷部会長：

福祉サービス等の質の確保ということで3つの取組が市の方からご提案いただきました。これらについて、ご意見ありますでしょうか。

酒井委員、お願いいたします。

酒井（大）委員：

私、計画の方の委員もやっていますので、B型の総量規制の話はもう前回も聞いていますし、良いと思う、というよりはやむを得ないんじゃないかなという、そんな立場なんですけれども。一つお願いがあって、B型事業所の定員充足率というのを、今わかったら教えて欲しいです。わからなかったら調査をして欲しいなというふうに思っています。

一つは、対外的に出ていったときに、これからB型事業所を使いたいという人が、行けないんじゃないかという不安にならないように。おそらく定員充足率ってそんなにいっぱいでもないんじゃないかなと思うんですけども、見え方ですよね。これだと、もう見込量より超えているんで止めますという見方になってしまうので。

見込量も超えているけども、今も定員に達していない事業所も多くて、市民の皆さんも利用できる状況にあるということ、何らかの形で示す必要があるんじゃないかなというのが意見としてあります。

もう一つ、これはお願いなんですけども、今お話されたように、不適切なのかあんまり行儀のよろしくないB型事業所もたくさん増えていて、選択肢がなくてそういうところ

の利用者となっていくということはもう極力避けるべきだ、やめて欲しいなと思うわけです。

そういう中で、就労選択支援というこの10月にできた制度に、私は大きな期待をしているわけですが、今後、就労選択支援の件数と新規B型の利用者の件数というのも、明らかにして欲しいなと思うんです。というのは、10月から入った段階でまだこれから動くというところだと思うんですけれども、私の肌感覚では就労選択支援の件数というのがあまり上がってないんじゃないかなというふうに思うんです。

というのは、やはりこれ、各区は支給決定していくわけですが、そこまでこの情報というのが、しっかり行ってない可能性があるなど。なので、これは制度の話ですが、昔の直Bアセスメントの取り扱いで、B型に行っている人たちも結構多いんじゃないかなと思うんですね。今般、もう50ヶ所近く就労選択支援事業所もできてきています。現段階でも無い区もあるみたいなんですけれども。ある一定数の就労選択支援事業所がある区は、選択支援事業を利用するように、やはり区の窓口にもちゃんと1回情報の発信をして欲しいなというのが2点目のお願いです。以上です。

潮谷部会長：

まず、定員充足率というところで、これは計画の見込量ということでは出していないので、実際の就Bの事業所の定員というところでの利用者数の充足率はどうなっているのかということですが、これはわかりますかね。

それともう一つが、選択支援の現在の状況というところですね。いかがでしょうか。

安田障がい支援課長代理：

まず、いわゆる定員と実績の比較かなということで、ご報告させていただきたいと存じます。

計画の見込量は確かに需要と供給で見ると1.5倍程度と申し上げましたが、実績で見ますと、約125%、1.25倍程度、供給が上回っている状況かなというところでございます。

12月の時点で、事業所数×23日すると約52万日受入枠があるんですけれども、それに対して、利用実績で見ますと42万程度ということで、約1.25倍となっております。これが就労継続支援B型の状況でございます。

就労選択支援の利用につきまして、酒井大輔委員の方から先ほど、指定していったけど増えてないのではないかといったご意見を賜りました。支給決定者数で見ますと、確かにまだまだ10数人程度という状況でございます。

ただ我々としてもこの就労選択支援にあたりまして、有識者会議を設けて、より丁寧な支援をしていただける事業所を指定して参りました。

大阪市としても区役所に対して、就労継続支援B型とかを希望する方に対して利用勧奨というのを、区役所の方でもやっていただくようお願いしております。

先日、区役所と我々本庁の支援課の方で意見交換する場というのがございました。実際窓

口の方でもご案内はしていただいているという区も結構ございまして、ただ一方で、支給決定のときに、明らかにB型事業所が連れてきている利用者というのもやはり実際いるようです。かつこの就労選択支援につきましては、50歳以上は原則利用の対象外ですし、過去に就労経験がある方についても原則利用にはなっていないというところで、やはりその原則利用じゃないよねということを結構言われるという声も聞いております。

我々としては是非とも、いわゆる工賃だけでそういったところに流れるのではなくて、より良いアセスメントをいただいて、本人のよりよい選択に繋がるようにつなげていきたいという思いはあるんですが、区役所もそう言われてしまうと引いてしまうっていうところも一方であるようですので、そういったところも来年度の検討調査で、よりよい支援につなげるような支給決定のあり方なんかについてももしっかり考えて参りたいというふうに考えておりますので、これからどんどん広がっていくような形では、いろいろ考えていきたいと思えます。以上でございます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

山田委員、お願いいたします。

山田委員：

この点につきましては触法障がい者もかなり影響がありまして、むしろ、私たちが支援してつないだ先の就労支援、特に就Bとか就Aとか就労移行なんかは加算がつくので、それを目的に出所者を囲い込んでいるところがすごく増えています。

ひどいところだったら、本人にうちに来させて、加算の意見書を書いて欲しいと、自分は障がい者でこの事業所に行っているから、みたいなことを言いに来る人なんかもいて。

一応うちの方はそこに関しては頑として、うちがつないだところじゃないと意見書は書きません、ということ、どこに対しても口酸っぱく言っているんで、うちが連絡を受けたところに対しては何とか対応していますけれども。

ただこの意見書は、保護観察所も書けるんです。となると、事業所が、出所者を受けているので意見書を書いてください、みたいなことを言うと、書いてもらったりしてしまう場面もあるというふうに聞いてますので、もしかしてすでにあるかもしれないですけども、私なんかは欲しいなと思うのは、やはりちょっとあやしいと確定したような事業所なんかは、何か一覧で、リストをどこかで見れるとかですね。やはり加算とかを狙って悪質な状況があるということは、少しお知りおきいただければと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

本当に触法の人たちがそういうターゲットになっているなというのはありますよね。

鳥屋委員お願いします。

鳥屋委員：

今回、明確にこのB型における総量規制というのが出されたわけなんですけど、私はやはり総量規制はまず反対です。

もともと障がい者にとって支援の質というのは当たり前前に良質であるべきだし、そういうところを、障がい者は自分で選択して、どこと契約するか、どこを利用するかというのは障がい者が決めるんですけども、悪質な事業所、不適切な事業所が増えているから、数として一旦ストップしますということは、やはりちゃんと良質な支援をしてくれるところが増える可能性の芽も摘むことにもなるので、これは利用者にとっては純粋に不利益になると思います。

資料の1番、2番の質の確保とか、事業所指定・運営指導体制の強化とか、本来ここをきちんとしなかったから、そういう悪質なところが増えてきたのに、まず数を制限する、と入るのは本末転倒だというふうに思います。

とはいえ、本来の予算をはるかに超えて、もうもうかなりの影響だというのはもちろん理解するんですけど、総量規制するというのは指定しないという簡単なことだと思うので、そこはやりやすいだろうと思います、行政として。

ただ、どちらかというとも1番と2番をいかにどうするかということセットで示してもらわなければ、数だけ一定期間止めます、だけではやはり賛成はできない、というふうにとられます。

この支給決定のあり方で、先ほどもあった、在宅水やり支援のようなところですが、コロナの前とかは、在宅支援に対して、必要性というのをかなり精査したうえで支給決定していたと思うんですけども、その後、本人が必要だと望むのであればということで支給決定をどんどんしていく中でこうなっているというのもある、かつ、そこに相談支援も経由しなくて決定してしまうというのがあるので、例えば必ず相談支援を通すとか、そういうことも必要でしょうし、それは支給決定のあり方とか、その辺でしっかり示してもらえると信じてはいますけども、そういったところですね。

あとやはり総量規制で、今B型と言っていますけども、そしたらグループホームは、とか、放デイは、とか、一サービスがやったという実績があれば、他はなぜしないのかという話にどうせなるんじゃないかという心配をしています。一旦これをやったという実績が残れば、後々になっても、令和8年にはやった実績があるとか、またそれを持ち出してくるんじゃないかという心配もあります。

この総量規制で、令和8年の7月からというところで、多分前もって周知、アナウンスをしようと思うんですけど、かなり駆け込みがあるだろうと思いますし、それから、今在宅支援って、大阪府で総量規制したからといって、大阪市の周辺に広がっていますよね。大阪府で規制したとて、在宅支援でオンラインでだけの支援なので、利用者は大阪府、だけど事業所は外とか、またその逆もしかりですね。

本当に総量規制だけでこういったことを止められるのかということもあるので、安易に総

量規制したら何とか、みたいな捉え方が独り歩きしないようにもしないといけないと思っていますので、基本的に、総量規制というのを導入しますと言われて、簡単に賛成とは言いたくないというふうに、捉えています。

藤井委員：

2つ目の事業所指定・運営指導体制の強化について、中小企業診断士が想定されていることは、ある程度妥当なところかと思う次第でございます。

一方で、今回私が課題になっている内容として認識しておりますのは、適切な支援の質や中身といったところでして、もちろんそこには経営的な側面も入ってくるわけですが、具体的に福祉サービスとして適切な支援が展開されているかについては、むしろ福祉に関する専門職、たとえば社会福祉士等が該当してくるよう考えます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今のご意見も含めて、今後の取り組みに活かしてもらえたらなと思っています。

西成区の自立支援協議会の方では、就B・就Aに対して自己評価を入れるということを始めようです。

その中で、多分こういった悪質な事業所は自己評価にのってこない、やらない可能性が高いということも考えられますので、そういうところには就労選択支援でつながないというような対応を検討されているというのも、自立支援協議会の中でできることということもあるかなとは思っていますので、またそういったところも含めて、市の方でも検討いただけたらなと思います。

一応、報告事項ということで進めるという方向ではあるんですが、課題も今ありました。本当に新規の優良な事業所を防いでしまうみたいなことになってしまうのは、ちょっと残念なので、またそのあたりもご検討いただけたらと思います。

その他の報告事項をお願いいたします。

森障がい福祉課長代理：《資料4-2及び4-3について説明》

潮谷部会長：

2点ご説明がありましたが、これらについて、報告事項ということでもう時間も超過しておりますので、何かこれだけ言っておきたいということがありましたらお願いいたします。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

相談支援の実施状況で、計画相談の達成率がこれまでずっと50%ですけど、やはりここ2年ぐらいで少しずつ下がってきて、また5割以下、48%というところで、やはり大阪では

ずっと半数以上の人が、相談支援を必要としている人も使えてないことがある中で、本当に大阪市としては、ずっとテーマとして持ち続けて、どうしていくのかというのも、やはり継続的にかなり力を入れて検討をしていってもらいたいというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

やはり障がい者の方の数が増加に追いついてないと、相談支援の増加というところもありますけど、やはり計画相談の数で追いついてないなという状況ですね。その辺りで、市としても、今後相談支援のあり方について検討すべきだというようなご意見です。

酒井委員お願いいたします。

酒井（京）委員：

計画相談がなかなか増えない、約半数ぐらいという現実がある中でも、昨年から、サービス提供事業者は、相談支援事業者側に個別支援計画を交付しないといけないというふうに義務化されて、ただ国全体ではこの前発表で実際に個別支援計画をきちんと交付しているところは48%ぐらいというようなデータが出ていて、大阪市内の状況はちょっとよく分からないですけれども、先ほど不適切事業所の話もたくさんありましたが、やはりサービス提供側の事業所の支援の内容がなかなか見えてこない中、個別支援計画を見るとある程度その支援の質というのは分かるかと思しますので、大阪市内においてもそこはぜひ徹底して、単に個別支援計画を相談側に送るだけじゃなくて、その個別支援計画をもとに、相談支援側とサービス提供側がきちんとコミュニケーションを図る機会を持っていくというのがすごく大事なかなと思いますので、その辺の実態もちょっと調べていただいて、ぜひ徹底していただけたらなと思います。

潮谷部会長：

貴重なご意見ありがとうございます。

現状の実態は把握できていない感じですかね。

ぜひこれは調べていただいて、やはりこれを進めていくというのはすごく重要な取組になっていくなと思います。

他、特にはいかがでしょうか。

岡委員、お願いします。

岡委員：

先ほど就Bの総量規制の話があったように、おそらく相談支援も紐づいて事業所数が増えていて、就Bにつなげるだけ繋いで、その就Bがほとんど同じ相談支援事業者からつながっていて、もうそれ以外のところやりませんというようなところもあると思うんです。だから、調べていく中で、紐づいた情報については大阪市もちゃんと集めて、実際地域の中では

ここだけしかやりません、自分のところのグループの関係するところしかやりませんよみたいなことを堂々と言っているところもあるので。その辺の情報をちゃんと集めていって、整理していく必要があるのかなと。

就Bのことをやりだしたら、その他のサービスの紐づいたところまではちゃんと情報を集めて、一定整理する人があるのかなと思います。以上です。

潮谷部会長：

他いかがでしょうか。よろしいですか。

では報告事項は以上にしておきたいと思います。

最後、その他ということで、藤野委員から、障施協と市との連携についてお話があります。

藤野委員：

すいません、お時間かなり超えているんですけど、大阪市障害児・者施設連絡協議会の藤野です。

9月の第1回目のこの協議会の最後の手前ぐらいで、障施協の会員施設である障がい者支援施設が一堂に会して、いろいろ意見交換とかをするような場を設定する予定にしておりますと、お話をしたかと思います。

その後、昨年末ぐらいまでかけて、12月には今後どうしていくかということで、大阪市の障がい福祉課、障がい支援課とも一緒に話し合いをしながら、どういう連携会議を立ち上げたらいいかと意見交換もして、それでまた、具体的に2月20日に実施しようということになって、1月の終わりに再度障がい福祉課とも当日の組立なんかについて意見交換しながら、2月20日に、第1回目の障害者支援施設連携会議というのを開催することができました。

ただ、なかなか皆さん方、お忙しいこともあったりとか、それと連携会議をやってどういう形で内容を話すのかとか、そういうことの理解もなかなかすぐしていただけて、当初申込は半数ぐらいの施設だったんですけど、そのあと個別に連絡を取って、各施設長の方々にも開催の趣旨を説明してご理解いただいて、結局申込が18施設、大阪市内の主管の障がい者支援施設が18あるんですけど、17施設が申込をしていただきました。

1施設は、当日は館内全体の消防訓練があるということで今回はどうしても難しいということで17施設が申し込んでいただいて、当日はちょっとまた1施設、理事長さんとの予定が入ったということでご欠席があって、最終的には16施設で、24名の方が参加いただきました。

そこではまず各施設において、やはり利用者の高齢化・重度化であるとか、建物の老朽化の問題もありますし、あとは人材確保の問題、それとか、地域における入所施設の役割とか、今後のあり方とか、そういうことなんかも話をするような機会になりました。

当日は、まず事務局の方から、今日の会議をどういう形で持っていって、2回目、3回目につなぐための第1回目の会議ということでご説明をさせていただきまして、それでグル

ープワークをしていただきました。

その5つのグループの中には、障がい福祉課、障がい支援課の方々も1人ずつ入っていたいて、障施協役員の方も入ったりしたんですけれども。それで各グループの中では、本当にいろんな話し合いをしていただきまして、とりあえずまだ、最終まとめていないんですけども、そのまとめた時点で、また3月16日には、障がい福祉課、障がい支援課と障施協の役員で今回の振り返りをして、また2回目以降、実際継続して年2回、3回続けていきたいと考えていますので、そしたら、本当に意義のある内容にしていきたいと思っていますから、また3月に振り返りをして、そのあとまた2回目、6月か7月ぐらいに開催できたらという形で考えておるところです。

グループワークの中身にしましても、もう単に人材不足、その話だけではなくて、地域移行についての話もしていただいたグループもあります。あとは医療機関と地域の連携とか。ですから、そういう課題も話もしていただきながら、また新たに各施設で独自にいろんな取組をしていることの報告なんかもしていただきながら、そのあとグループワークもしていましたので、また取りまとめができて、それをまた皆さんにお伝えするような機会があったら、またご報告もさせていただきたいと思いますが。

とりあえず1回目は、各施設ご参加いただいて、一応盛況のうちに終わることができましたので、また2回目以降も続けていけたらと思っています。

以上、報告ですけどよろしくをお願いします。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

また取りまとめたものも、情報提供していただきたいです。

2回、3回とまた続けていただけたらと思っています。

それでは最後ですね、藤井先生、何か全体を通してご意見等ありますでしょうか。

藤井委員：

特にございません。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

では最後に、副部会長の方から言葉をいただきたいと思います。

北野委員：

時間もあれですけども。

今日この会議で、ほとんど皆さんが発言されたので、非常にいい発言されて、いい協議会だったなと思っています。

特に最初のところでいろんな議論していただきましたけれども、私は大学の教員になる

前ずっと、就学前の子どもの支援をやってましたんで、6歳児の問題というのはとても大事なところで、議論もらえなかった一番気になるのは、6歳児までのところはやはりご家庭でのお父さんお母さん、特にお母さんに対する支援ってとても大事なんです。

本人だけ、子どもだけじゃなくて、家族支援をどうするかというのが一番大きな課題です。ちょっとそこを、また今後一緒に考えていただけたらと。

あと関係機関が今増えてきて、今日あっさり言われたけど、子どもサポートネットとか、要対協とか言うけど、私たちはずっと保健所、保健センターですよ、検診やっていた療育の関係、放デイ、保育所、幼稚園、それから児童発達支援センター関係、あと今保育所の訪問指導が始まる。学校ももっとちゃんとしてあげないといけないと思うのは。各学校によって対応が違うだけじゃなくて、小・中の校長会や、もちろん教育委員会があるけど、各学校でスクールソーシャルワーカーを持っているところもあれば、スクールカウンセラーを持っているところもあるし。特別支援教育の推進のいろんなことやっているところもあれば、特別支援教育のサポーターをちゃんとやっているところもあれば、はっきり言うけど、もう各学校によってバラバラすぎる。こんなレベルでは親は困る。本人も困る。

ちゃんとやはり全部の情報をしっかり把握されて、親が本当にインクルーシブ教育を受けられるように、どんな子も6歳になったら普通学校のどんなふうな支援を受けられるのかがちゃんと分かるような、分かりやすい仕組みを作っていただかないと、本当に家族や本人はしんどいことが多いと思うんです。ですからちょっと、このインクルーシブ教育を受けられるように、全体で情報をしっかり個別学校と各区がバラバラじゃなくて、全体で市がサポートしておいていただけたらなと思いました。

あと今日勉強になったのは、18歳になる方のこともいろいろ出ましたけど、今18歳になる方で各大学や専門学校も含めて、ものすごく高等教育、いわゆる進学というのが大きな選択肢になっているんですよ。

視覚、聴覚障がいの方々、あるいは脳性麻痺の方々、あと発達障がい、精神障がい含めて、かなりの方が今進学してますんで、学校との連携を含めて、どうするのかというところが大きいのであって。ですから、もちろん普通学校の高等学校に行っている方も増えてきたから、これもこの方々との連携をどうするかとか。

特別支援学校で、酒井委員がおっしゃったように、就労選択支援ですね。特別支援学校の校長に聞いたら、これどうしようかと思っているんだけどどうしたらいいかわからないと、これからうちの子どもたちに、普通学級の高等部の1年生からちゃんと受けれるような仕組みを一緒になって検討したいと思っている方が結構いらっしゃるから。やはり学校と連携を図りながら、全体の展開をしていただけたらなというふうに思いました。

あと、今日は触法系もすごい勉強になりましたね。いろんなことをやっていて、これから一緒にモデル事業を含めて、定着センターと各基幹がどう連携できるのかと思いました。

あと虐待は、はっきり言うけど大阪市が難しいのはやはり障がいも高齢も、地域福祉課がやってらっしゃって。地域福祉課にとってなかなかこの課題は重たいと思うんです。私は他の市で、例えば豊中市さんとか、或いは西宮の方の委員長をしていますから。結局、各市は

この虐待対応について、障がい者の虐待マニュアルと高齢の虐待マニュアルを今、かなりきっちり委員会で議論している。本当に現状が変わってきているから。

ですから、マニュアルに関しては、やはりこの協議会の中にワーキングのグループを作っていて、障がいに関してはきっちり、障がい福祉課と地域福祉課と、あと協議会の連携をしながら障がいのマニュアルの方はしっかり作って、各区に徹底して、最低のミニマムスタンダード、これ以上はしないとイケないと、これをしなかったら区は許さないというぐらゐのレベルにして。区のレベルがあまりにバラバラ過ぎて、我々ちょっと困ってる事例も出てきていますので、それはもう徹底してやっていただけたらな、なんて思って、私も好きな意見言いましたけど。

あと最後に拠点ですね。拠点の中で、いわゆる緊急時の対応ですけど、困っている事例は2つあって。

一つはやはり緊急一時対応で本当に潜在しているけども全く支援をもらえてない事例があります。これは、強度行動障がい系の方で、日中活動サービスを拒否される、入所施設も拒否される。つまりもうどこも受けられへんで、基幹だけが困っている事例があります。これははっきり他の市でも出ています。だから潜在的に、本当に緊急支援を受けられない事例、もう本当に困っている事例が一つと。

あと潜在的に、ご家族さんが85、90になられて、本当に弱っていらっしゃるのに、自覚症状がなくて、いつ何が起こるか分からないという、潜在的な事例と、この2つ、やはりもうちょっとしっかりこれについても、これからワーキンググループを作って検討されるときに来ているんじゃないかななんて思いました。

すいません、長々言いましたけども、これから、この部会大事なので、一緒になっているんな議論をしていただけたらと思いました。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

時間30分も過ぎてしましまして申し訳ありません。

これですべての議題の方を終了したいと思います。

それでは事務局の方にお返しいたします。

司会：〈閉会〉